



基本協定書

吉富町多世代交流型複合施設整備事業（以下「本事業」という。）に関して、吉富町（以下「町」という。）と、●●●●を代表企業とする事業者グループ（以下「事業者」という。）との間で、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

本協定において、事業者のうち、設計・施工一括契約に基づき設計業務、工事監理業務を担当する企業を「設計・工事監理企業」、建設業務を担当する企業を「建設企業」といい、解体設計・解体工事一括契約に基づき解体設計業務を担当する企業を「解体設計企業」、解体工事を担当する企業を「解体工事企業」という。設計・工事監理企業及び建設企業、解体設計企業、解体工事企業、を総称して「構成員」という。

本協定は、町が本事業の事業者選定手続において事業者を優先交渉権者として決定したことを確認し、町と設計・工事監理企業及び建設企業が締結する設計・施工一括契約、町と解体設計企業及び解体工事企業が締結する解体設計・解体工事一括契約及び一体的な履行に向けた協力事項を定めることを目的とする。以下、これら三つの契約を総称して「事業契約」という。

（事業契約の締結）

第1条 町及び事業者は、実施要領、要求水準書、VE・CD 提案作成要領、事業者選定基準、様式集、基本設計図書、質問回答書、事業者提案書、VE・CD 提案採否通知書及び契約締結前協議確認書の内容に基づき、事業契約を締結する。

2 事業契約は、本協定書、設計・施工一括契約、解体設計・解体工事一括契約の三契約とし、それぞれ独立した契約として締結する。ただし、事業者及び構成員は、本協定に基づき、三契約を本事業の目的達成のため一体的に調整しなければならない。

3 不採用とされた VE・CD 提案は、事業契約の内容を構成しない。

（町及び事業者の義務）

第2条 町及び事業者は、事業契約の締結に向けて信義に従い誠実に対応する。

2 町は、事業者の優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書等及び契約締結前協議の内容に沿った事業契約となるよう努める。

3 事業者は、審査及び評価の結果、町の要望並びに選定委員会の意見を尊重し、必要な説明、資料提出及び調整を行う。

（事業契約の締結に向けた協議）

第3条 町及び事業者は、各事業契約の仮契約及び本契約の締結に向けて誠実に協議し、最大限の努力をする。

2 各事業契約は、吉富町議会の議決があり、町が相手方に本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約として効力を生ずる。

3 締結予定時期その他の予定は実施要領及び要求水準書による。

（業務遂行の指針）

第4条 事業者は、設計・施工一括契約のうち設計業務及び工事監理業務を設計・工事監理企業に、建設業務を建設企業に、解体設計・解体工事一括契約のうち解体設計業務を解体設計企業に、解体工事を解体工事企業に、それぞれ履行させる。

2 いずれかの構成員による担当業務の履行確保が困難となったときは、事業者は直ちに町へ報告し、町の承諾を得た上で、他の構成員による支援、代替企業の確保その他必要な措置を講じる。

- 3 構成員の内部関係をもって町に対抗し、又は各事業契約上の責任を免れることはできない。
- 4 代表企業は、町との連絡、構成員間の調整、統合工程の管理及び提出書類の取りまとめを統括する。

(事業者の業務)

第5条 事業者は、各構成員をして、それぞれの担当業務を事業契約及び契約関係図書に従い誠実に履行させる。

- 2 事業者は、建築設計、建築工事監理、建設、解体設計、解体工事、外構、インフラ切回し、仮設、安全管理、申請、検査及び引渡しの取合いを明確にし、業務の重複、欠落又は責任の空白を生じさせてはならない。
- 3 事業者提案が要求水準を上回る場合、町が採用しない旨を明示したものを除き、その上回る部分は事業者の履行義務を構成する。

(準備行為)

第6条 事業者及び各構成員は、各事業契約の締結前であっても、自己の責任及び費用により、円滑な業務開始に必要な準備行為を行うことができる。

(統合工程及び各契約間の調整)

第7条 事業者は、設計・工事監理企業、建設企業、解体設計企業、解体工事企業をして、設計、許可、解体、区画引渡し、建築工事、工事監理、インフラ切回し、外構、試運転、検査及び引渡しを含む統合工程表を共同で作成させ、代表企業を通じて町に提出する。

- 2 三契約の業務分界、敷地区画別引渡日、残置物、仮囲い、工事車両動線、共通仮設、電気・給排水・通信等の切回し、測量基準点、地中障害物、土壌、有害物質、安全管理、近隣対応及び成果物の受渡しは、実施要領 別紙資料一覧 別紙1及び契約関係図書に基づき調整する。
- 3 各構成員は、他の構成員の業務に必要な情報、図面、調査結果、工程及び現場条件を遅滞なく共有し、他の構成員の業務を不当に妨げてはならない。
- 4 一の事業契約の履行遅延、契約不適合又は変更が他の事業契約に影響するおそれがある場合、事業者は直ちに町へ報告し、影響の最小化及び工程回復のための措置を提案する。

(採用VE・CD提案等の取扱い)

第8条 VE提案とは、基本設計の意図及び要求水準を維持又は向上させながら、工事費等の縮減、品質・性能の向上又は施工計画の合理化を図る提案をいう。

- 2 CD提案とは、基本設計の意図、要求水準、必要な機能、品質及び性能を維持しながら、仕様、材料、設備方式、施工方法その他の見直しにより、工事費等の縮減を図る提案をいう。
- 3 採用VE・CD提案が複数の事業契約又は構成員に関係する場合、事業者は、実施主体、費用反映、工程、性能確認方法及び責任分界を明確にし、町の確認を受ける。

(構成員等の変更)

第9条 事業者は、町の事前の書面による承諾なく、代表企業若しくは構成員を変更し、構成員を脱退させ、又は新たな構成員を加入させてはならない。

- 2 町は、やむを得ない事情があり、代替企業が実施要領等に定める資格及び能力を有し、本事業の履行に支障がないと認める場合に限り変更を承諾できる。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 町及び事業者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定上の権利、義務又は地位を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(個人情報保護)

第11条 事業者及び各構成員は、個人情報の保護に関する法律、吉富町個人情報の保護に関する法

律施行条例その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理に必要な措置を講じる。

2 本条の義務は本協定の終了後も存続する。

(秘密保持)

第12条 町、事業者及び各構成員は、本協定又は本事業に関して知り得た情報（秘密である旨を明示して開示した情報を含むがこれに限られない。ただし、公知の情報は除く。）を、法令に基づく場合を除き、第三者に開示若しくは漏えいし、又は本事業以外の目的に使用してはならない。

2 本条の義務は本協定の終了後も存続する。

(本協定の変更)

第13条 本協定の変更は、町及び事業者の代表企業が記名押印した書面によらなければ効力を生じない。

(本協定の有効期間)

第14条 本協定は締結日から効力を生じ、全ての事業契約及び本協定に基づく債務の履行が完了した日まで有効とする。

(事業契約の不成立)

第15条 町及び事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、事業契約の全部又は一部が締結に至らなかった場合、準備費用は各自の負担とする。

2 吉富町議会の議決が得られず本契約が成立しなかった場合も同様とし、町は損害賠償の責めを負わない。

3 構成員の責めに帰すべき事由により一の事業契約が締結に至らなかった場合、町は、他の事業契約を継続するか否かを、本事業の目的及び三契約の一体性を踏まえて判断できる。

(談合その他不正行為等による解除)

第16条 町は、事業者又は構成員に、虚偽申請、独占禁止法違反、競売入札妨害、贈賄、暴力団関係、参加資格喪失その他事業者として不適当な事由があるときは、催告なく本協定を解除できる。

(違約金等)

第17条 前条又は事業者若しくは構成員の責めに帰すべき事由により本協定が解除された場合、事業者及び各構成員は連帯して、提案額の100分の10に相当する額を違約金として町へ支払う。ただし、独占禁止法違反、競売入札妨害又は贈賄の場合は100分の20とする。

2 町の損害が違約金を超える場合、町は超過額を請求できる。事業契約に同一事由の違約金がある場合は重複徴収せず、既払額を充当する。

(準拠法)

第18条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第19条 本協定に関する訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、福岡地方裁判所行橋支部とする。

(協議等)

第20条 本協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合、町及び事業者は誠実に協議して解決する。

2 本協定と各事業契約が抵触する場合、対象業務については当該事業契約を優先する。ただし、代表企業の統括義務及び構成員間の協力・調整義務はこの限りでない。

この協定の成立を証するため、本書を当事者の数に応じて作成し、各当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日（仮契約日）
令和 年 月 日（本契約日）

発注者

福岡県築上郡吉富町大字広津 226 番地 1
吉富町
吉富町長 印

受注者

（代表者）所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

（構成員）所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印